

令和8年度恵庭市教育委員会会議(6月定例会)会議録

日 時	令和8年6月2日(火) 開会17時00分 閉会18時00分	
会 場	市役所 3F 301・302会議室	
出席委員	教育長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	岩 淵 隆 土谷 秀樹 福屋 栄人(欠席) 白崎 亜紀子 中山 舞
会議出席者	教育部長 教育部次長 教育部参与 教育総務課長 教育支援課長 社会教育課長 学校給食センター長 読書推進課長 郷土資料館長 教育施設課長 教育総務課主査	山口 晃弘 黒氏 優子 前川 豊志 藤野 真一郎 横山 真澄 桑原 一徳 斉藤 喜代彦 和合 智子 高野 隆司 塚野 憲 小井 裕介
議題及び議事の概要	別紙のとおり	
会議の傍聴を許可された者	1名	
議事録署名委員	白崎 亜紀子	

令和8年度恵庭市教育委員会会議(6月定例会)結果表

令和8年6月2日(火) 17時00分開会

18時00分閉会

会場:市役所 3F 301・302会議室

事案番号	件 名	議決結果
議案第1号	恵庭市立恵庭小学校 学校運営協議会委員の選任について	原案可決
議案第2号	恵庭市立和光小学校 学校運営協議会委員の選任について	原案可決
議案第3号	恵庭市立恵明中学校 学校運営協議会委員の選任について	原案可決
議案第4号	恵庭市教育支援委員会委員の選任について	原案可決
議案第5号	恵庭市文化活動奨励補助金交付審査委員の選任について	原案可決
議案第6号	恵庭市学校給食センター運営審議会委員の選任について	原案可決
議案第7号	補正予算について	原案可決
協議1	「恵庭市立学校における部活動の在り方に関する方針」の一部改正について	協議済み
協議2	市民会館における利用時間区分のあり方に関する検討について	協議済み
報告1	恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和8年1月～3月)の公表について	報告済み
報告2	「令和7年度恵庭市社会教育施設利用状況」、「令和7年度社会教育事業報告」及び「令和8年度恵庭市の社会教育」の公表について	報告済み
報告3	恵庭市立図書館改修基本計画の策定について	報告済み

○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:土谷委員、白崎委員、中山委員

事務局 :山口教育部長、黒氏教育部次長、前川教育部参与、藤野教育総務課長、横山教育支援課長、桑原社会教育課長、斉藤学校給食センター長、和合読書推進課長、高野郷土資料館長、塚野教育施設課長、小井教育総務課主査

議 事 録

開 会 17時00分

教 育 長	只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局をお願いします。
事 務 局	今回会議の議事録署名委員は、白崎委員をお願いします。
教 育 長	よろしいでしょうか。
委 員	(承認)
教 育 長	次に日程2、前回会議録の承認について事務局をお願いします。
	(事務局から前回の議事録について報告)
	ただいまの記録のとおり承認するということによろしいですか。
各 委 員	(はいの声)
教 育 長	続いて日程3、議案に入ります。
	(議案第1～6号非公開審議)
	次に、議案第7号補正予算について、事務局よりお願いいたします。
事 務 局	私からは、13ページの議案第7号補正予算についてご説明いたします。 補正予算説明資料をご覧ください。 学校給食センター厨房用設備更新事業費として2,157万3千円を計上しております。 こちらにつきましては、防衛省から訓練交付金の交付決定を受けたことにより、当初調整交付金にて交付決定を受けていたものを財源変更するものでございます。 また、来年度更新を予定していた機器につきましても、1年前倒しのうえ更新するものでございます。 以上、簡単にご説明申し上げましたが、このとおり第2回定例会にて補正予算(案)として提出したいことから、ご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。
教 育 長	具体的な設備はどのようなものですか。
事 務 局	当初購入分としまして、中学校給食センター合成調理機の更新と、さいの目切り機更新です。前倒し分としまして、中学校給食センターのプレハブ冷凍冷蔵庫更新と真空冷却機と合成調理機の更新となります。

教 育 長

その他、ありますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で議案第7号について終了いたします。

続いて、日程4、協議に入ります。

協議Ⅰは、「恵庭市立学校における部活動の在り方に関する方針」の一部改正についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

私からは、協議Ⅰの「恵庭市立学校における部活動の在り方に関する方針」の一部改正についてご説明いたします。

協議資料の1ページからになります。

部活動の在り方に関する方針については、令和元年10月に策定し、必要に応じて改定してきました。

この度の方針の一部改定は、資料の26ページをご覧くださいなのですが、令和7年12月に新たに策定された国のガイドラインと、それを受けて道における「北海道の部活動の在り方に関する方針」が一部改定されたのを受けて、本市の「部活動の在り方に関する方針」の一部を改定するものであります。

改定のポイントとしては3つありまして、引続き26ページをご覧くださいのですが、こちらは道の方針改定の概要ですが、本市も同様の改定となりますので、そのまま当てはめて見ていただいて、『2』の改定内容になりますが、一つ目として、「適切な指導・安全安心の確保」ということで、「暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為を防止するための留意事項等を追記」しました。

具体的には、18ページの新旧対照表をご覧ください。

ここに新たに「適切な指導・安全安心の確保」として「(1)暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶」という項目を設けました。

内容は18ページ以降21ページに掛けて記載されていますので、ご確認いただければと思いますが、不適切行為の未然防止の徹底、事案発生時には迅速な対応、再発防止、組織全体での対応など、また加えて、盗撮はじめ性暴力は絶対にあってはならない、或いはSNS等の普及に伴うトラブルへの留意など追加されています。

次にまた26ページの概要を見ていただきたいのですが、二つ目のポイントですが、「適切な休養日等の設定」ということで、真ん中の表を見ていただきたいのですが、改定前は、まず部活動の休養日は週2日以上ということで、それは変わらないのですが、現行ではその休養日2日を平日1日及び週末1日以上となっていたのが、このたびの改正でその縛りがなくなります。

例えば、これまでは土日のどちらかは部活を休みにしなければならなかったのが、土日両方部活をやってもいいことになりました。その代わり、週2日は休まなければならないので、土日両方活動した場合は平日5日あるうち2日は休む日を設ける形になります。

もう一つの活動時間の設定の改正ですが、活動時間の目安として、平日は2時間程度、休日は3時間程度としていましたが、その目安自体の変更はないのですが、週当たりの活動時間の上限を11時間程度と明文化しました。

新旧対照表の中では、21ページの中段3「適切な休養日等の設定」で平日・休

日それぞれで1日ずつ休む縛りがなくなったことと、次の22ページの上段「活動時間の設定」で週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とするとあります。

26ページの概要に戻っていただきたいのですが、このほか文言整理としていくつかありますが、マルチスポーツ部や合同部活動への集約への検討について、新旧対象表で言いますと16ページに、学習指導要領解説における部活動の位置付けへの留意、こちらは新旧対照表では23ページに、また、部活動がすべての生徒が一律に加入すべきものではない旨の追記がありまして、新旧対照表では24ページに記載されていますが、他にもいくつか細かい文言整理をしています。

説明は以上になりますが、これら改正事項を踏まえて反映したものとして記載した一部改正後の方針が3ページから13ページまでとなっております。

よろしくご協議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

教 育 長

ただ今の協議1について、ご質疑等はございますか。

委 員

改定になった部分、特にパワハラなどハラスメントのことなど、実際の先生方へのレクチャーとか外部の指導者の方もいらっしゃると思いますが、そういう方達にはどこが責任を持ってこういうことを徹底してください、という内容をお伝えするのでしょうか。

事 務 局

こちらの加わった観点は、今までも重視してきている部分ではありますが、改めて今回改定にきちんと盛り込まれました。また、この間、道教委からもいろいろな通知の中で例えば研修機会或いは参考になるような動画等の情報提供等、逐次学校の方にはお伝えしながら活用してくださいというようなことで現場の方にはお伝えしてきている経緯はございます。また、外部指導者、部活動指導員なども市の責任において任用しているのですが、面接時にも今このようなことが非常に重視されてますという認識の確認だとか、その部分のレクチャーなども踏まえながら現場の方に入っていたいているということを実際には行っているのですが、今回の改定も踏まえて更なる徹底を進めていきたいという考えであります。

委 員

それは教育委員会として各学校の校長先生が責任を持ってやってくださいということなのでしょうか。それとも教育委員会自ら、例えば外部の指導者にそのようなお話をするのでしょうか。

事 務 局

基本的には教育委員会の責任ということにはなるのですが、第一義的には管理職である校長の管理下のもとに部活動のことについては、これらの観点を踏まえてしっかり取り組んでいただきたいというような位置付けになろうかと思います。

教 育 長

併せて道の取扱いについて、去年の12月に市内の学校に事務連絡をしていましたよね。今回教育委員会で決定する以前の取扱いについて、そこを説明してください。

事 務 局

おっしゃるとおり、今回恵庭市の部活動の在り方としては、この場で審議いただいている形となっておりますが、この通知が来た時点で速やかに学校の方にこの情報をお伝えして恵庭市として改正踏まえて動きますが、先んじてこのことを踏まえて現場

の方では認識して取り組んでくださいというように先行してお伝えはしております。

委員長 『マルチスポーツ部』、『総合文化部』というものは具体的にどういうふうに想定しているものなのかを教えていただきたいというのが一つと、大会参加ですとか練習試合の移動の手段とか交通機関など、そういう安全性とかのことについては、ここでは含まれないのでしょうか。少し前に本州の方で、高校でしたけどバスの事故もありましたけど、この辺も千歳とかですと自転車で رفتり保護者の車に乗り合ったりというようなこともあって、何となくそういうものだと思っておりますが、安全性とか問題ないのかなと感じたところです。

事務局 マルチスポーツ部等ということでその他の文言整理の中でも紹介されておりますが、こちらは恵庭市ではまだ見受けられないのですが、特定の一つの競技に絞らず複数のいろいろなスポーツを体験するような部活動若しくはクラブをマルチスポーツというような名称で取組みもしていくようなことを謳っております。

もう一点、移動の部分については、昨今の事情を踏まえて、校長会・教頭会でも実際の生徒の移動の部分の状況を把握するような場面もありました。一方で来週中体連もありますけれども、特に自転車での移動についてはくれぐれも気を付けるような指導の徹底も直近の校長会においてもお伝えしております。そのような形で現状がどういうふうになっているかを踏まえながら安全徹底の部分についてはお伝えはしているところでありますが、今回ガイドラインでは確かにこの部分は触れてはいないのですが、それとは別にそういう形では指導、注意喚起して取組んでほしいと伝えております。

教育長 ヘルメットのことで、レンタカーの利用の調査をしたと思いますが、その結果について教えてください。

事務局 ヘルメット着用の部分については、部活動の移動の場合は義務化しております、基本中体連で移動している生徒を見かけた時に、ヘルメットを被らずに移動している生徒は見かけないはずです。

レンタカーの使用の部分で確認した範囲では使用はなかった、レンタカーという手段での移動はないのは確認はしております。

委員長 この方法はダメといった決まりはないのでしょうか。例えば保護者の車に乗り合ったりとか、良い悪いも含めそれは各学校、部活の判断でその指示で動いているような状況でしょうか。

事務局 道教委の方から通知の中では今回の教職員のレンタカーを借りてしまったり、運転したりがりましたが、基本的には公共交通機関であるということを通知の中で謳われておりますが、一般的に行われているのは借上げバスだとか保護者の車が一般的な手段として使われております。学校として万が一のことを考えて避けられている方法としては、教職員の自動車に子どもを乗せること、これは保険の適用だとかいろいろ難しいトラブルになるようですし、教職員がレンタカーを借りてその車に乗せるということについて行わないということになっております。ただ例外があって、部活動の大会移動ではなくて災害時とか緊急時とかについては例外として教職員の車を自

家用の公用車というような扱いの元、使うことというのは道の中では示されてきております。今、恵庭の場合は独自に各学校の部活動移動の状況を先駆けて調査をして、概ね問題ないと把握しているところですが、道教委は道立学校の状況について詳細な調査をかけて、今これまでの通知の見直しも含めた輸送の仕方について、どうあるべきかということの検討が進んでいくという認識をしております。そういったものの検討の結果が改めてガイドラインに載るのか、若しくは別の形で通知として下りてくるのか、というのが対応の仕方はいろいろあるかと思いますが、いずれにしても道のものになった形の中での今後の部活動等における子どもの輸送の在り方というのは一定のラインで示されてくると認識しているところであります。

委 員

丁寧に検討していただいているということで、細やかに記されていて保護者や生徒、先生達が安心して部活動に取り組めるような内容になっているなど思っております。これが運用され浸透してからも、現場の声だったり課題などをモニタリングするような予定はあるのでしょうか。

事 務 局

部活動の在り方の部分と、今進めようとしている部活動の地域展開というのは密接に関係しているなど感じております。一つ目のポイント、適切な指導という部分は進めていかなくてはいけないと思いますが、二番目の部活動の運用と先生方の働き方改革も含めて地域展開をこれから進めていく中で、このようなことも踏まえながら例えば、地域のクラブチーム等の中でも取り上げていく必要があると思っております。モニタリングというお話もありましたが、地域展開を進めていく中で、ここを踏まえて地域展開していくという一つの大事な要素としては認識して進めるというように考えております。

教 育 長

その他、ありますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で協議1について終了いたします。

次に、協議2市民会館における利用時間区分のあり方に関する検討について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局

市民会館における利用時間区分のあり方に関する検討についてご説明いたします。

市民会館の稼働率及び利便性の向上に向け、利用者の実態把握を目的としたアンケート調査を令和6年度に実施いたしました。その結果を踏まえ、今後の貸出運用についての方針を検討いたしました。

背景としましては、議会において市民会館の稼働率を向上させるために、時間単位での貸出しを導入すべきではないかとの議論があったことから、本検討を行ったところであります。

アンケート調査の概要ですが、令和6年11月19日から12月27日にかけて実施しており、アンケートの対象は市民会館を利用する団体・グループで、回答数は110件となっております。

アンケート結果の要約ですが、利用実態としましては、サークル活動・市民

講座での利用が7割以上となっており、利用頻度としては月に数回が最も多く、1回あたりの利用時間は2時間程度が5割、3時間程度が約3割となっています。

現行制度への評価ではありますが、現状の貸出区分は午前・午後・夜間・全日の4区分となっておりますが、今のままでよいとの回答が7割以上を占め、現行制度が評価されていることが分かりました。

特定のニーズとしましては、「料理教室」の利用者から、「1区分では短く、2区分では長すぎる」との意見が継続して寄せられました。

また、近隣類似施設の状況を調査したところ、多くが恵庭市と同様の午前・午後・夜間の区分貸しを基本としていることが分かりました。

以上のことから、今後の対応方針(案)としましては、一律の時間貸しの導入は既存利用者の予約環境を大きく変更し、混乱を招く恐れがあること、管理業務の煩雑化など運営側の負担が見込まれるため、アンケート結果に基づき現行の4区分貸しを原則維持します。

ただし、ニーズのミスマッチが見受けられる「料理教室」については、大ホールや中ホールと同様に、現状の区分の前後に1時間単位で追加予約が可能となる運用を検討したいと考えております。

資料の裏面はアンケート結果の抜粋となります。

以上、委員の皆様にはよろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長

ただ今の協議1について、ご質疑等はございますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で協議2について終了いたします。

続いて、日程5、報告に入ります。

報告1は、恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和8年1月～3月)の公表についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

私の方から、報告1恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間についてご報告いたします。

市教委では、『恵庭市立学校における働き方改革推進計画』において、教職員の時間外在校等時間の目標を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としているところであります。

本日お示しいたしましたのは、本年1月から3月までの小中学校別の時間外在校等時間となっております。この3か月の超過時間の平均は、小学校においては22時間53分、中学校においては36時間07分、小中学校をあわせた時間外在校等時間の平均は、27時間42分となっており、目標である45時間以下を小中ともに下回りました。昨年度の同時期に比べると若干ではありますが、上回る結果となっております。

月毎学校別で見ますと、3月の恵北中学校が45時間を超えた形とはなりましたが、この3カ月では、学校ごとで見てもほぼ何とか目標である45時間以下となりました。

市教委としましても引き続き、教職員の働き方改革を進め、時間外が少しでも減

教 育 長

少するよう取組みを進めて参りたいと考えております。
以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

各 委 員

ただ今の報告1についてご質疑等ございますか。

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で報告1について終了いたします。
続いて、報告2「令和7年度恵庭市社会教育施設利用状況」、「令和7年度社会教育事業報告」及び「令和8年度恵庭市の社会教育」の公表についてです。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局

私からは、報告2「令和7年度恵庭市社会教育施設利用状況」、「令和7年度社会教育事業報告」、及び「令和8年度恵庭市の社会教育」の公表について、ご説明いたします。5ページをご覧ください。

今回ご報告いたします社会教育関連の3つの報告については、本市の社会教育の取組みについて市民の皆さまをはじめ、より多くの方に知っていただきご意見等を賜りながらより一層の推進を図って参りたく、令和元年度分より市ホームページにおいて公表しております。

なお、内容の詳細につきましては量が多いため、申し訳ございませんが割愛させていただきます。報告資料の5ページ以降をご覧くださいよう、お願い申し上げます。

私からのご説明は以上となります。

教 育 長

特徴的なことがあれば説明してください。

事 務 局

29ページですが、社会教育施設利用状況の利用者総数推移であります。市民会館、島松公民館、地区会館とその合計の数字が出ておりまして、グラフを見るとお分かりになると思いますが、令和2年度からコロナの影響でガクッと利用者数が減っておりまして、そこから徐々に戻ったのですが、まだ、以前のようには戻り切れていないということです。また、市民会館が表の一番右の令和7年度になりますが、耐震工事の影響で使えない部屋が出ているということで、大幅に減っているという特徴がございます。それと社会教育事業報告の方ですが、52ページをご覧ください。下から二つ目の『文化振興事業』ということで、恵庭市にゆかりのある彫刻家の鈴木吾郎先生から作品の寄贈をいただいております、その寄贈を記念した展覧会を昨年度初めて開催しております。ギャラリートークや講座、ギャラリーコンサートを行いまして601名の来庁者・参加者がありました。先週金曜日から今年度も夢創館の方で6月14日まで開催しているところです。社会教育課分は以上です。

読書推進課です。

まず入館者数などについてですが、31ページをご覧ください。ここには市立図書館の本館と分館のそれぞれの入館者数が記載されております。32ページの方に3館全館を合計した数値がありますので、ご覧ください。入館者数については、昨年と比べてそれほど減ってはいない状況ではあります。令和7年度については、システムの入

替えなどもあったので、閉館している日もあったということを考えると入館者数自体は横ばいなのかなと思っております。貸出冊数については減っておりまして、年度で比較すると令和3年度から見ても徐々に減ってきているというような状況であります。入館者数が減っていないので本を借りずに館内で過ごして読んでいただけているというように考えております。続いて33ページになりますが、小学校と中学校の学校図書館の蔵書冊数や一人当たりの貸出冊数について記載されております。小学校につきましては、概ね前年度と同等程度の一人当たりの貸出冊数となっております。中学校が令和6年度で一人当たり19.8冊だったところ、令和7年度では14.4冊ということで、5冊程度下がっている状況となっております。これにつきましては、特定の学校の特定の学年で、小学校の時からなかなか貸出冊数が伸びていない学年があるというような情報があったこともあるのですが、小学校も中学校も全体的には下がってはおります。ただ、コロナの影響で図書館の使い方が変わったことによるものなのか、その他の要因があるのかということについては、今学校に改めて調査をかけて原因といるところを探っている状況です。続いて事業の関係ですけれども、61ページをご覧ください。新規事業として、『第1回高杉六花ものがたり賞』というものが開催されております。令和7年度に新たに始められた事業となっております。実行委員会が主催で市内の小学生を対象に、市内在住の作家であります高杉六花さんが審査を行うという形で、物語を書いたものを評価するという事業が開催されております。小学校各校から、出ていない学校もありましたけれども、8校から8名の出品があったものとなっております。その他、『人と本をつなぐブックトーク』、『あそびわーど』というようなものも新たな事業として開催されております。『あそびわーど』につきましては、えにわゆりかご会が主催となって実施しているものですが、コロナがある前は毎年開催されていたものですが、令和7年度に5年ぶりに開催されて、24名の参加者があったところですが、63ページの方に、えにわ移動図書館についても新規で載せております。ここにあります4事業にイベント運行をしております。ルート運行を7月から10月まで行っております。ルート運行の方は、なかなか運行している日にちを来ていただきたい方へお知らせする周知が足りなかった部分もあったのかなということで、それほど数は多くありませんけれども、ここに記した4つの事業においては、移動図書館車の前で本を読む方がいたりですとか、移動図書館車の存在というものが少しは周知になったのかなと思います。読書推進課分は以上となります。

郷土資料館としましては資料の34ページ、令和7年度恵庭市社会教育施設利用状況におきましては、入館者数がほぼコロナ禍前の水準の7,200人となっております。

また、資料の74ページ、令和7年度社会教育事業報告では、西島松5遺跡の重要文化財指定記念シンポジウムを10月13日に市民会館で行い、120名の方にご参加いただきました。

特徴的なものは以上です。

教 育 長

ただ今の報告2についてご質疑等ございますか。

各 委 員

(なし の 声)

教 育 長

なければ、以上で報告2について終了いたします。

事務局

続いて、報告3恵庭市立図書館改修基本計画の策定についてです。
事務局から説明をお願いします。

恵庭市立図書館改修基本計画の策定についてご説明いたします。

恵庭市立図書館改修基本計画（案）につきましては、3月の教育委員会にて報告を行っております。

この度、5月1日から6月1日までの期間において、市民の皆様から広くご意見を募集するパブリックコメントを実施しておりました。

周知方法といたしましては、市のホームページへの掲載のほか、広報えにわ、市内公共施設等での資料閲覧や展示を通じ、広く市民への周知に努めてまいりました。

結果につきましては、募集期間内に提出された意見は9件ございました。

小さなお子さんのいるお母さんから、気軽に参加できる部屋があってほしいですとか、明るい空間や読書や勉強に集中できるスペースを増やしてほしいといったものの他、運営に関することへのご意見でありました。

寄せられたご意見の内容を精査いたしましたところ、計画そのものを変更する必要があるような、ご意見はございませんでしたので、お示ししておりました『恵庭市立図書館改修基本計画（案）』につきましては、当初の案どおり、原案のまま『恵庭市立図書館改修基本計画』として策定を進めて参ります。

なお、当該計画については、5/26開催の図書館協議会で議題として審議済であることと、6/23開催予定の市議会総務文教常任委員会で計画の策定及びパブリックコメントの実施結果を報告する予定となっております。

今後は、パブリックコメントの実施結果及び意見に対する市の考え方の公表を行うとともに、この計画に基づき、次段階の設計等の検討へと円滑に移行できるよう、事務を進めて参ります。

事務局

こちらの事業の場合ですが、計画を作った後に事業者募集の手順に進んでいきますので、通常の仕様書が要求水準書というものでやっていくことになるのですが、そういった中でどうやって反映していくかということも入ってくるので、大きな変更はありませんが、そのあたりの表現でまた細かく決めていくことになりますので、個別のことはまたその際に皆様に見ていただきながらということで決めていくことになります。どちらかという、お考えやご意見は計画のこの辺のところにあるといった説明が全般的に多くなっているのかなということです。先程の説明でもありましたけれども、運用に対する希望が多かったので、ベースは改修計画なものですから、運用は継続的に改善というのは考えていくので、そういったような趣旨での回答をしていこうと考えているところです。

教育長

ただ今の報告3についてご質疑等ございますか。

各委員

（なしの声）

教育長

なければ、以上で報告3について終了いたします。

続いて、日程6その他について、事務局よりお願いします。

事務局

私からは今後の教育委員会関連事業についてでございます。

5月から始まった学校訪問ですけれども、6月2日、3日、5日、6月8日に予定がございます。委員の皆様の出席をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

6月3日、6日には図書館でコミュニティガーデンワークショップなどを行います。その他、小学校の運動会が先週から始まっておりますけれども、今週の土曜日にも松恵・若草・柏小学校で予定されております。その他、6月7日鈴木吾郎記念展イベントですけれども、テラコッタワークショップやギャラリーコンサートが予定されております。6月12日、13日は市内中体連が開催される予定となっております。13日は学芸員による展示解説が郷土資料館で、おもしろ理科実験教室が社会教育課で開催される予定となっております。所管課は教育部ではないのですが、島松の水泳プールオープンセレモニーも6月20日予定しております。6月30日は副読本の編纂委員会を予定しております、7月3日、4日ですけれども、管内の中体連を予定しているところで

す。

私からは以上です。

私からは、少しお時間をいただきまして、本日机上配布させていただきました『恵庭市文化功労者表彰条例施行規則の一部改正（案）』についてご説明いたします。

まず、経緯になりますが、5月の教育委員会におきまして、恵庭市文化功労者表彰条例の改正について決議いただきましたが、その際、施行規則の改正を6月の教育委員会において提案する予定であるとして説明しておりました。

しかし、条例改正について、6月23日開催の総務文教常任委員会で協議し、議会最終日の7月1日に議案提出するスケジュールになったことから、条例施行規則について、常任委員会で意見が出た場合に、それを反映させる可能性があるため、常任委員会後に書面にて教育委員会の決議をいただきたく、今回は説明のみさせていただきます。

配布資料の1ページ目をご覧ください。

新旧対照表になっており、下線部分が改正する箇所となります。

条例改正で新設する予定の『青少年文化賞』に関わる部分につきましては、改正案の第2条の3と、第3条の(4)の部分となります。第2条の3では要件として「市内に居住又は活動拠点を有する個人(年齢が学齢始期から25歳未満の者(以下「青少年」という。)に限る。)若しくは団体(青少年で構成する団体に限る。)であることとする。」と規定いたします。

第3条の(4)では、選考基準として、「青少年文化賞 芸術、科学及び教育の各分野において、主として青少年を対象とする活動における業績が顕著であり、今後の活動が特に期待されるもの」と規定いたします。

その他の部分につきましては、今回、文化賞、文化奨励賞及び文化振興賞の表彰要件や選考基準について、条例から恵庭市文化功労者表彰条例施行規則へ委任しますが、その文言の整理を行うものです。

資料の3ページ、4ページが現状の施行規則となります。

5ページ、6ページが参考資料として、前回ご説明いたしました条例改正の対照表をつけております。

7ページ、8ページが、要件や選考基準を条例から施行規則に委任することになったことから、これまでの基準から漏れる部分がないか確認した参考資料となります。

以上が内容のご説明となります。

始めにご説明いたしましたように、今後、6月23日の常任委員会以降に資料をお送りし、改めて書面議決をいただきまして、7月1日予定の条例改正の施行日に併せて、規則も施行する予定と考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からのご説明は以上となります。

(次回の日程確認)

教 育 長

その他、全体を通して何かありますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

終 了